

# 私たちの生活と地球温暖化

## 第12回 3月 卒業生に贈る言葉 炭素社会からの卒業



この春卒業を迎える皆さん、おめでとうございます。次の新しい環境での学びや出会いが皆さんを待っています。楽しみですね！  
成長することによる変化は、人間だけでなく社会も同様に起こることです。化石燃料を主なエネルギーとする社会をそろそろ卒業して、クリーンなエネルギーを使用する社会にしなければなりません。炭素社会からの卒業です。



誰でも新しい環境に慣れるまでには時間がかかりますし、不安もあります。しかし、クリーンなエネルギーである太陽光で発電した電気を使用したり、蓄電池に溜めた電気の利用率を増やしたりすることによって、今までより快適で停電時も安心な生活を送れるようになります。

卒業される皆さんが中心になってつくる、よりクリーンな社会に期待しています。卒業は、次へのスタートを意味しています。

問 熊本県地球温暖化防止活動推進センター(NPO法人くまもと温暖化対策センター) ☎096-273-9034

# 人とひとのつながりは、心を支え、命を守る



3月は「自殺対策強化月間」です。

日本では、毎年多くの方が自ら命を絶っています。その原因はさまざまですが、死にたくて死ぬのではなく、「心理的に追い込まれた末の死」だということです。

身近に心の不調な人がいれば、次のことに注意して接しましょう。

- ・「夜眠れていますか？」など、身近なことから声をかけてみましょう。
- ・相手が悩みを話してくれたら、助言や結論を急がず、まずは相手の話をじっくり聞きましょう。
- ・適切な支援者や相談者、公的な相談機関へつなぎましょう。

「こころの健康相談」を保健センターで実施しています。  
日程は保健センターへご確認ください。「臨床心理士」が対応します。

○こころの健康相談統一ダイヤル ☎0570-064-556  
○よりそいホットライン ☎0120-279-338

(一般的な生活上の悩みをはじめ、生活困窮者等に対する総合的な窓口です。)

## 南関町子ども医療費助成制度のお知らせ

助成対象年齢を「0歳から満18歳に達する日以後の3月31日まで」に拡大します

令和3年4月1日から、子育て支援策の拡充を図るため、子ども医療費助成制度の対象年齢を「0歳～満18歳に達する日以後の3月31日」まで拡大します。(助成内容は今までと同様になります。)

## 受給者証が新しくなります

受給者証が現行の黄色から、令和3年4月1日より空色に変わります。  
受給者証を受け取る方法は、下記のとおりです。

### 平成17年4月2日以降に生まれた人

3月中に新たな受給者証を送付します(新たな申請は不要です)。なお、4月以降は現在お持ちの子ども医療受給者証(黄色)は使えませんが、破棄してください。

### 平成15年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた人

受給者証交付申請書の提出が必要です。対象の人には申請書を送付します。必要事項に記入し、返信用封筒にて保健センターへ返送してください。申請手続き完了後に、4月1日から使用できる新しい受給者証(空色)を送付します。

問 南関町保健センター ☎53-3298

## 税だより

**確定申告に関するご相談は、確定申告電話相談センター「0」番へ!**  
熊本国税局では、3月15日(日)までの間、所得税、消費税及び贈与税の確定申告に関する電話相談に対応するため、「確定申告電話相談センター」を開設しています。

音声ガイダンスに従って「0」番を選択した後、ご用件をお話ください。相談会場や受付時間などのお問合せについては、専用オペレーターがお答えします。また、お問合せの内容によっては電話を転送し、職員等がお答えします。

なお、おかけいただく時間帯によっては、つながりにくい場合や少々お待ちいただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

また、確定申告以外の国税に関する一般的な相談は、「熊本国税局電話相談センター」をご利用ください。自動音声案内によりご案内しますので、「1」番を選択していただく、熊本国税局電話相談センターの職員がご相談をお受けします。

### 国税専門官採用試験受験者募集

人事院と国税庁では、国税専門官採用試験(大学卒業程度)の受験者を募集しています。

受験資格等の詳細につきましては、人事院ホームページ(国家公務員試験)

- 採用情報NAVI)をご覧ください。次の1または2へお問い合わせください。
- 1 人事院人材局試験課(☎03335815311 内線2332)
  - 2 熊本国税局人事第二課試験研修係(☎0963546171 内線6046)

**国税が納付できない人のために納税の緩和制度があります。**  
事務署での納税に関するご相談は、事前にご予約をお願いします。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が大幅に減少した場合や災害により財産に相当の損失を受けた場合など、所定の要件に該当するときは、税務署に申請することにより、「納税の猶予」などの納税の緩和制度が適用される場合があります。

国税の納税に関し、税務署でのご相談をご希望の場合は、「3密」防止の観点からも、事前に税務署にお電話いただき、日時のご予約をお願いいたします。なお、「納税の猶予」などの納税の緩和制度に関する詳しい内容や、申請に必要な書類などについては、国税庁ホームページを閲覧いただくか、最寄りの税務署(徴収担当)にお尋ねください。

### 国税庁ホームページ

[https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu\\_konnan.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm)

### 玉名税務署

☎722125  
※自動音声案内

